

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の申請受付について

R2.04.24 産業労働観光部

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて施設の使用停止に全面的に御協力頂いた事業者等に対し、協力金を支給する。

2. 支給額

1 事業者 最大 30 万円

(1 事業者当たり 10 万円。事業所等を賃借している場合は 10 万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに 10 万円を加算)

3. 申請要件

- ① 県が基本的に休止を要請する施設 (=休業要請) 又は協力を依頼した施設及び食事提供施設について、緊急事態措置以前に開業し、かつ営業の実態がある事業者
- ② 県内で営業する事業所を令和 2 年 4 月 21 日 (火) から 5 月 6 日 (水) まで継続して休業した事業者 (食事提供施設がテイクアウト、デリバリーのみの営業に切り替えた場合も含む)
ただし、ホテル又は旅館については、令和 2 年 4 月 28 日 (火) から 5 月 6 日 (水) まで継続して休業した事業者

4. 申請方法

新たに「(仮)新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター」を令和 2 年 5 月 1 日 (金) 13 時に開設し、電話相談等を行う。

なお、申請は感染拡大防止の観点からインターネット又は郵送とする。

5. 申請受付期間

令和 2 年 5 月 7 日 (木) ~ 6 月 30 日 (火) (消印有効)

6. 申請に必要な書類 (予定)

- ① 協力金申請書
 - ・本人確認書類 (法人の場合は法人代表者の運転免許証の写し、個人の場合は運転免許証の写し 等) を添付
- ② 緊急事態措置以前に営業を行っていることがわかる書類
 - ・直近の確定申告書の写し、業種に係る営業に必要な許可や免許 (飲食店営業許可証、酒類販売免許 等) の写し
 - ・施設の外景写真 (店舗名等入り) 及び内景写真等
- ③ 期間中の休業が確認できる書類
 - ・休業期間を告知するホームページ・店頭表示の写し、DM 等
- ④ 事業所等の賃貸を確認できる書類
 - ・賃貸借契約書の写し 等
- ⑤ 誓約書